

資料18 平成3年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	3年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	24,686	合併処理浄化槽設置推進事業費 3,549 浄化槽電算管理事業費 12,318 一般廃棄物処理指導費 3,533 浄化槽指導費 2,542 産業廃棄物処理指導費 2,744
環境保全行政費	4,073	環境保全推進費 2,367 審議会等開催費 1,706
大気汚染防止対策費	30,946	地球環境問題関連事業費 543 ばい塵調査費 1,036 環境汚染物質調査費 10,249 汚染物質排出量調査費 118 大気環境測定局整備費 19,000
水質汚濁防止対策費	31,194	ゴルフ場周辺水質調査指導事業費 3,193 公共用水域等水質調査費 11,029 事業場排出調査指導費 4,147 湖山池水質浄化対策推進費 7,167 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 630 水質浄化対策推進費 762 中海湖沼水質保全計画推進費 4,266
騒音防止対策費	864	
振動防止対策費	340	
悪臭防止対策費	1,795	
地盤沈下防止対策費	1,165	
海水浴場整備促進指導費	225	
環境影響評価推進費	639	
ウラン残土堆積場環境調査費	8,797	
地球環境保全活動基本方針策定事業費	2,133	
廃棄物不法投棄民間監視員設置事業費	3,197	
CO ₂ 減量化対策推進事業費	1,090	
生活排水対策推進事業費	8,519	
少年少女環境ふれあい推進事業費	2,513	
計	122,176	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	3年度予算	備考
(目) 環境保全費		
自然環境保全審議会費	1,048	
自然保護行政費	3,763	自然保護費 2,261
自然保護対策費	15,707	植生調査・湖沼調査費 1,502
		自然保護用地管理事業費 876
		大山頂上植生復元事業費 2,001
		鳥取砂丘管理調査費 4,600
		鳥取県の自然調査事業費 8,230
公園調査及び管理費	79,113	国立公園施設管理費 72,985
		国定公園施設管理費 517
		公園計画等調査指導費 1,052
		中国自然歩道施設管理費 4,559
公園等施設整備事業費	126,989	山陰海岸国立公園施設整備事業費 56,200
		大山隠岐国立公園施設整備事業費 57,000
		県立自然公園施設整備費 5,000
		氷ノ山自然ふれあいの里整備計画費 8,789
温泉審議会費	1,307	
温泉振興対策費	11,153	温泉調査指導監査費 1,942
		岩井温泉保全調査事業費 4,152
		吉岡温泉保全調査事業費 5,059
自然保護思想普及啓蒙事業費	4,482	自然解説事業費 1,401
		少年少女自然保護協力員養成研修事業費 989
		自然観察健康ウォーク事業費 1,082
		自然観察指導員設置事業費 1,010
自然科学館管理運営費	5,782	大山自然科学館管理運営費 1,655
		山陰海岸科学館管理運営費 3,757
		山陰海岸自然科学館改修費 370
保全地域調査及び管理費	925	
計	250,269	

資料21 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	電話番号(代表)
		環境保全審議会	
鳥取市✓	下水環境部環境課	1372 ○昭和 47 10 13	(0857) 22 - 8111 ✓
米子市✓	環境部環境課	1372 ○ " 45 10 7	(0859) 22 - 7111 ✓
倉吉市△	福祉部環境課	○ " 45 10 8	(0858) 22 - 8111 ✓
境港市✓	環境部環境対策室	1372 ○ " 47 10 5	(0859) 44 - 2111 ✓
国府町✓	町民課	1372 ○平成 3. 7 4	(0857) 22 - 0111 ✓
岩美町△	町民課	1372	(0857) 73 - 1411 ✓
福部村✓	住民課	1372	(0857) 75 - 2111 ✓
郡家町△	保健課	1372	(0858) 72 - 0201 ✓
船岡町✓	民生課	1372	(0858) 72 - 0044 ✓
河原町✓	町民課	1372 ○ 47 10 11	(0858) 85 - 0011 ✓
八東町✓	ふれあい課	1372 ○ 49 4 1	(0858) 84 - 2111 ✓
若桜町✓	町民課	1372 ○ 46 3 24	(0858) 82 - 1111 ✓
用願町✓	民生課	1372	(0858) 87 - 2111 ✓
佐治村✓	民生課	1372	(0858) 88 - 0211 ✓
智頭町✓	福祉課	1372 ○ " 45. 7 27 (公害対策協議会)	(0858) 75 - 3111 ✓
気高町✓	健康対策課	1372 ○ " 46 12 22	(0857) 82 - 0011 ✓
鹿野町✓	町民課	1372	(0857) 84 - 2011 ✓
青谷町✓	創生企画課	1372 ○ " 47 1 14	(0857) 85 - 0011 ✓
羽合町✓	総務課	1372 ○ " 46 10 23	(0858) 35 - 3111 ✓
泊村✓	住民課	1372 ○ " 47 6 20	(0858) 34 - 3111 ✓
東郷町✓	町民課	1372 ○ " 46 12 22	(0858) 32 - 1111 ✓
三朝町✓	町民課	1372 ○ " 46 4 1	(0858) 43 - 1111 ✓
関金町✓	町民課	1372 ○ " 47 4 1	(0858) 45 - 2111 ✓
北条町✓	町民課	1372 ○ " 45 12 22	(0858) 36 - 3111 ✓
大栄町✓	保健課	1372 ○ " 46 10 1	(0858) 37 - 3111 ✓
東伯町✓	保健衛生課	1372 ○ " 48 3 30	(0858) 52 - 2111 ✓
赤碓町✓	保健課	1372 ○ " 46. 6 1	(0858) 55 - 0111 ✓
西伯町✓	企画課	1372 ○ " 48 3 24	(0859) 66 - 3111 ✓
会見町✓	町民課	1372 ○平成 3 6 29	(0859) 64 - 2211 ✓
岸本町✓	町民課	1372	(0859) 68 - 3111 ✓
日吉村✓	住民課	1372 ○ 46 11 1	(0859) 27 - 0211 ✓
淀江町✓	企画課	1372 ○ 47 7 1	(0859) 56 - 3111 ✓
大山町✓	企画課	1372 ○ 48 4 1	(0859) 53 - 3311 ✓
大名町✓	環境整備課	1372 ○ 47 4 1	(0859) 54 - 3111 ✓
中山町✓	町民課	1372	(0858) 58 - 2111 ✓
日南町✓	企画課	1372	(0859) 82 - 1111 ✓
日野町✓	町民課	1372	(0859) 72 - 0331 ✓
江府町✓	町民課	1372	(0859) 75 - 2211 ✓
溝口町✓	町民課	1372	(0859) 62 - 0711 ✓

資料22 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大山町環境保全条例	48 12 14	49 1 1
赤碓町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
東伯町環境保全条例	49 3 30	49 3 30
三朝町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
関金町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
西伯町環境保全条例	53 3 29	53 3 29
羽合町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
東郷町環境保全条例	49 9 30	49 9 30
東郷町環境保全条例	49 10 1	49 10 1
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7 26
国府町環境保全条例	3 3 30	3 4 1
中山町環境保全条例	4 3 24	4 3 24
青谷町環境保全条例	4 5 18	4 5 20

資料23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	鳥取トヨーサノシ工業㈱	金 属 製 品	S48 12.28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業㈱	"	50 12 29	
	上原メッキ工業			
	大洋住研ホーロー㈱	窯 業		
	山陰カフー総合現像所	写 真 現 像		
	㈱アサヒメッキ	金 属 製 品		
	協同組合鳥取鉄工センター他8社		51. 7 26	
	協鳥取菓子工業センター他3社	食 料 製 造	52 9.10	
	山根金属工業㈱	金 属 製 品	50 12 29	
	三洋製紙㈱	製 紙		
	鳥取三洋電気㈱	電 気 製 品	51 4 1	
	鳥取ダイヤモンド電気㈱		57. 9 8	
	大同端子製造㈱	機 械 製 品		
	㈱サンフイズ	食 品 製 造	S63 7 1	
ノコマイクロエレクトロニクス㈱	電 気 製 品	63. 8 1		

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等				
住 民	(株)スイゲン	電 気 器 具	H 2 7 . 10	市立会	
	ユーオンケミカー(株)鳥取工場	そ の 他 製 品 製 造	H 3 . 3 . 27	〃	
	鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	S 52 . 1 . 10	〃	
米 子 市	米子市	清 掃 工 場 建 設	52 . 8 . 19	市議会立会	
〃	アスファルト合材(株)	アスファルトプファント	56 . 10 . 20	市立会	
〃	日建工業(株)	宅 地 開 発	61 . 5 . 9	〃	
〃	日清ハム(株)	食 品 加 工 業	61 . 11 . 15	〃	
倉 吉 市	日本チップ工業(株)	製 材 業	47 . 2 . 16	住民立会	
	(株)明治機械製作所	機 械 ・ 器 具 製 造 業	47 . 7 . 20	〃	
	関金生コン(株)	生 コ ン プ フ ン ト	48 . 2 . 14	〃	
	東伯町長他	清 掃 工 場 建 設	48 . 10 . 22	〃	
	倉吉市農業協同組合	畜 産 業	49 . 9 . 27	〃	
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴ ル フ 場	H 3 . 6 . 10	〃	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元 . 11 . 24	県立会	
	打吹建設(株)	建 設 業	47 . 11 . 8	市立会	
	〃	神鋼機器工業(株)	機 械	50 . 2 . 21	〃
	〃	中部広域行政管理組合	し 尿 処 理 場	H 3 . 12 . 26	市立会
〃	大川塵清掃	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 4 . 7 . 6	〃	
境 港 市	日本石油(株)	石 油	49 . 9 . 20	〃	
	(有)錦海化成	魚 腸 骨 処 理 場	H 元 . 2 . 16	〃	
	三光石油(株)	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H 4 . 7 . 14	〃	
国 府 町	鳥取協同畜産(株)	畜 産	63 . 7 . 25	〃	
岩 美 町	三洋エクセル(株)	乾 電 池 製 造 業	58 . 5 . 7	住民立会	
	(有)鳥取ダンレックス	最 終 処 分 場	H 3 8 . 27	県立会	
郡 家 町	山根金属工業(株)	金 属 製 品	H 2 . 11 . 17	〃	
	(有)ウェルド	〃	3 2 2	〃	
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 品 製 造	48 . 10 . 19	〃	
	日光電子工業(有)	〃	49 . 10 . 29	〃	
八 東 町	山本和正	畜 産	49 . 1 . 14	〃	
	中原好一	〃	49 . 8 . 12	〃	
	昭和樹脂化工(株)	化 学 製 品	51 . 7 . 30	〃	
	朝倉 勲	畜 産	51 . 12 . 8	〃	
	八東町農業協同組合	〃	53 . 4 . 15	〃	
智 頭 町	(株)いかり食品	食 品 製 造 業	63 . 6 . 10	〃	
青 谷 町	鳥取トクオカ(株)	織 維 製 品	60 . 12 . 5	〃	
	岸本三光堂	事 務 用 紙 製 品	H 3 3 . 27	〃	

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
羽合町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水産食料品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S47.6.1 51.5.1	
泊村	富士西産業(株)	食料品製造	48.10.19	住民立会
三朝町	鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗仁稔 川本仁志 広田正和 小椋興業(街) 三朝町農業協同組合 山本宏志	木材・木製品 土石 畜産 " 土石 " 給油所 畜産	57.10.14 58.5.2 60.5.15 60.8.13 60.10.11 61.5.7 H2.7.6 2.7.6	住民立会
北条町	山陰自動車整備工業(株) 中部建設協同組合 三陽合織(株) 前川菊次 北条町農業協同組合 中部舗装(株) 北条町農業協同組合 県中央自動車協同組合 相模ハム(株) 街北条リョーコーアパレル	車輛整備 土石 紡績 農産物処理 フイセンター アスファルトプラント 畜産 車輛整備 食品加工業 衣料品製造加工販売	50.9.20 50.6.28 53.10.5 52.6.13 52.3.19 54.10.31 56.6.15 56.8.20 59.9.1 63.1.26	住民立会 " " " " " " " "
大栄町	(株)河鶴 大栄町農業協同組合 東伯町農業協同組合 鳥取サンシャインセンター 新興螺子(株) 街岡崎種鶏場 中原健治 梅窪広仁 白山環境開発(株) 住民 大栄町農業協同組合 " 扶桑木材(株) " 大栄町農業協同組合堆肥センター " " " " " " " 新木木工(株) " 小椋スレート工場	食料品製造 木材木製品 畜産 クリーニング 機械部品製造 畜産 " " 最終処分場 フイセンター 建材 肥料 " 木材木製品 窯業土石	51.11.17 52.12.20 55.2.25 50.4.11 55.5.30 59.5.11 63.12.21 H元.11.14 H元.11.24 52.11.11 47.1.20 56.10.3 57.12.13 58.7.27 H3.8.26 H3.12.5	(大根つけもの) (バーグ粉砕) 知事立会 町立会 " " " " " "

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等				
赤 碓 町	富士西産業㈱	食 料 品 製 造	S48 10 28	県立会	
	赤碓町農業協同組合	農 産 物 加 工	51 12 15	"	
	赤碓生コン㈱	生 コ ン プ ャ ン ト	49 12 27	住民立会	
	上野水産㈱	水 産 食 料 品	49 1 22		
	赤碓町農業協同組合	フ ィ ス セ ン タ ー	53 12 7		
東 伯 町	東伯町農業協同組合	畜 産	53 8 21	住民立会	
	下伊勢畜産団地組合	"	53 2.20		
	川本正一郎		61 10. 3		
	東伯町農業協同組合		61 12 5		
				62 7 27	覚 書
				63 5 26	同意書
	近 藤 弘	牛 舎	63 5 26		
	小 前 孝 夫				
	三 島 英 幸				
	池 山 敏 明				
	西 本 和 昭				
	東伯町農業協同組合	畜 産	58 6 15	住民立会	
	"		58 12 7		
	"		58 12.16		
"		60 3 6			
住 民		H 2 5 14	住民立会		
"		52 12 28	町立会		
"		53 8 10			
"		55 3 25	覚 書		
"		60 3 6	"		
"	㈱東和資料	廃 処 理 業	58 2 23	町立会	
"	東伯町農業協同組合	"	58 12 15	覚 書	
"	"	"	58 12 16	"	
"	"	"	58 12 25	"	
"	"	"	60 1 8	"	
"	"	"	60 1 9	"	
"	"	"	60 1 14	"	
"	"	"	60 1 25	"	
"	"	"	60 2 12	"	
"	"	"	60 3 1	"	
"	"	"	60 3 3	"	

縮 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	縮 結 企 業 (工 場) 等			
住 民	東伯町農業協同組合	畜 産	S60.3 4	覚書
"	"	"	60.3 5	"
"	川本有希子	"	60.9.30	"
"	東伯町農業協同組合	"	63.12.20	"
"	三浦幹雄	"	H元.8.31	"
名 和 町	山陰畜産㈱	畜 産	48.12.14	住民立会 町立会
	山陰畜産㈱	"	58.3.15	
	㈱鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57.7.30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58.10.17	
	"	"	H4 7.28	
	㈱中部芝	ゴ ル フ 練 習 場	H3 4 5	
住 民	枝谷純拓	畜 産	50.10.11	
"	名和食鶏(有)	"	54.10.24	
"	キマチ医院	医 療	58.5.19	
"	(有)山水園	畜 産	51.5.10	
"	山陰畜産㈱	"	49.6.10	
大 山 町	㈱近畿北コン	生コンプラント	48.1.31	住民立会
	㈱片木アルミニウム製作所	非鉄金属製品	60.10.17	
	山陰養殖漁業(協)	養 殖	62.4.21	
	山陽㈱	金 属 製 品	H3 4.29	
西 伯 町	江崎グリコ㈱	食 料 品 製 造	49.11.20	覚書 覚書(県立会)
	嶋田プレジジョン㈱	プラスチック加工	59.12.22	
	エヌオウケイメグプラスチック㈱	自動車部品製造業	H元.7.28	
	エレテック鳥取㈱	電子部品製造業	H2 6 1	
淀 江 町	朝日住建	ゴ ル フ 場	63.8.26	町立会
	大勇自動車	車 輛 整 備	50.5.15	
	山根 巖	病 院	53.12.25	
	山本金属工業㈱	電 気 製 品 製 造	48.12.28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53.8.17	
	㈱ツカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50.12.28	
	鳥取ダイハツ販売㈱	自 動 車 販 売	H元.10.3	
	環境プラント工業㈱	最 終 処 分 場	63.9.26	
住 民	米子精工㈱	機 械 加 工	51.2.13	
"	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50.2.13	
"	"	"	59.8.17	
"	(協)大協組	土 石	49.10.21	
"	ユーキング	ハ チ ン コ 店	58.6.23	

市町村等	締結企業（工場）等	締結担当者	
		業種	締結年月日
会見町	栗村製作所 西部製砂協同組合 丸福石油(株)	機械器具製造 土石 最終処分場	49.5.15 56.6.29 H26.4 H4.4.21 "
岸本町	大山クリーノ開発(株)	工場	H4.4.17
日吉津村	王子製紙(株)	パルプ・紙製品	51.10.8
日野町	矢崎部品(株) 慶南産業(株) 落合建材	電気製品 砕石採取 真砂土採取	51.6.1 58.9.30 62.1.26
日南町	日清畜産センター 大阪YMCA 日南砕石(有) 生山礦業(株) "	畜産 キヤノヅ場 土石 "	49.10.2 55.9.30 58.12.1 57.2.2 60.3.5 60.7.1
山陰食鶏農協 三吉食鶏組合 "	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合 "	養鶏 養鶏	60.7.1
(株)日南フーズ 生山礦業(株)	(株)日南フーズ 生山礦業(株)	製造業 山林開発	H元.6.28 H元.10.20
山陰食鶏農協 "	山陰食鶏農協 "	養鶏 "	63.11.9
"	"	"	H元.10.26
日南町	日南町	マ廃却処理施設	H元.3.29 寛書
溝口町	(株)大山アークカントリークラブ 大山クリーノ開発(株) "	工場	H元.3.22 H.3.12. "
"	"	"	H元.11.1 町立会
(組合)	"	"	H元.10.20 町立会
"	"	"	H4.4.8 町立会

考

備

資料24 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位 k l)

年度	製品別	揮発油	ナフサ	ジェット 燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油 合計
	59	使用量	211,101	0	15,798	111,054	159,654	112,551	17,942	109,660
	(構成比)	(28.6%)	(0%)	(2.1%)	(15.1%)	(21.6%)	(15.3%)	(2.4%)	(14.9%)	(100.0%)
	前年伸率	△6.3	—	3.6	△12.4	△5.8	△4.3	△22.5	3.7	△5.8
60	使用量	211,315	0	21,138	114,551	160,410	110,164	17,001	105,562	740,141
	(構成比)	(28.5%)	(0%)	(2.8%)	(15.5%)	(21.7%)	(14.9%)	(2.3%)	(14.3%)	(100.0%)
	前年伸率	0.1	—	33.8	3.1	0.5	△2.1	△5.2	△3.7	0.3
61	使用量	219,565	0	20,826	114,043	168,935	109,102	14,116	105,580	750,167
	(構成比)	(29.2%)	(0%)	(2.8%)	(15.2%)	(22.5%)	(14.3%)	(1.9%)	(14.1%)	(100.0%)
	前年伸率	3.9	—	△0.1	△0.0	5.3	△2.8	△17.0	0.0	1.4
62	使用量	222,609	0	19,887	120,030	182,545	119,142	13,802	115,328	793,343
	(構成比)	(28.1%)	(0%)	(2.5%)	(15.1%)	(23.0%)	(15.0%)	(1.7%)	(14.6%)	(100.0%)
	前年伸率	1.4	—	△4.5	5.2	8.1	9.2	△2.2	9.2	5.8
63	使用量	233,062	0	21,505	133,797	208,379	137,786	7,479	142,732	885,100
	(構成比)	(26.3%)	(0%)	(2.4%)	(15.1%)	(23.6%)	(15.6%)	(0.9%)	(16.1%)	(100.0%)
	前年伸率	4.7	—	8.1	11.5	14.3	15.6	△45.8	23.8	11.6
元	使用量	234,896	0	23,150	114,735	208,829	144,380	1,985	138,063	866,044
	(構成比)	(27.1%)	(0%)	(2.7%)	(13.2%)	(24.1%)	(16.8%)	(0.2%)	(15.9%)	(100.0%)
	前年伸率	4.7	—	△7.7	△14.2	0.2	4.8	△73.5	△3.3	2.2
2	使用量	244,877	0	29,730	131,673	214,624	150,951	378	136,013	908,246
	(構成比)	(27.0%)	(0%)	(3.3%)	(14.5%)	(23.6%)	(16.6%)	(0.04%)	(11.7%)	(100.0%)
	前年伸率	4.2	—	28.4	14.7	2.8	4.6	△81.0	△1.5	4.9
3	使用量	251,998	0	28,328	131,213	231,102	162,858	4	137,275	942,778
	(構成比)	(26.7%)	(0%)	(3.0%)	(13.9%)	(24.5%)	(17.3%)	(0.0%)	(14.6%)	(100.0%)
	前年伸率	2.9	—	△4.7	△0.3	7.7	7.9	△98.9	0.9	3.8

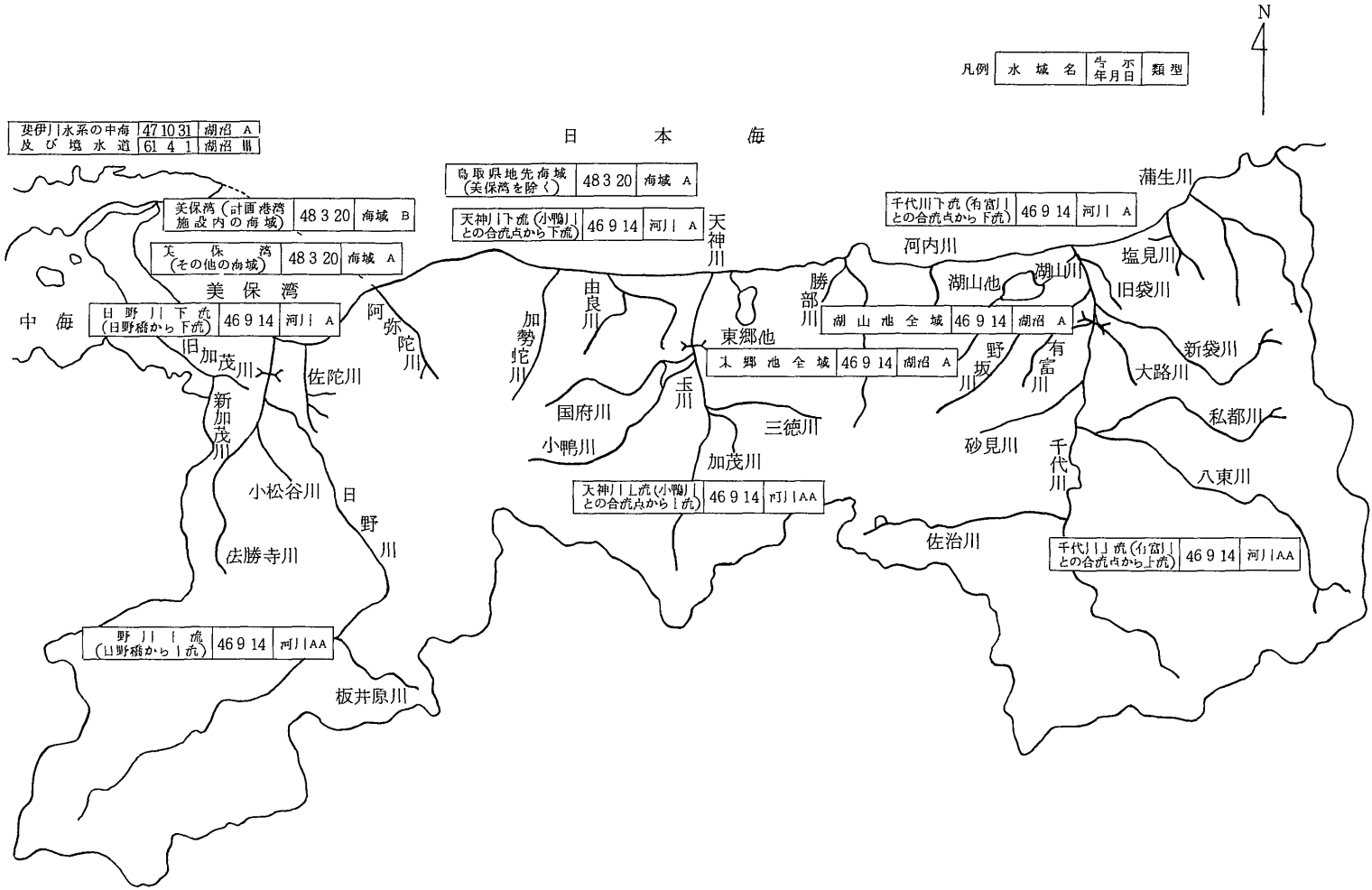
(注) 「エネルギー生産 需給統計月報」(通商産業大臣官房調査統計部)より抜すい

資料25 県内自動車保有台数の推移

年月	昭和59年 3月末	昭和60年 3月末	昭和61年 3月末	昭和62年 3月末	昭和63年 3月末	平成元年 3月末	平成2年 3月末	平成3年 3月末	平成4年 3月末
台数	264,624	270,905	282,596	290,646	302,237	312,951	324,991	336,478	348,071

(鳥取陸運支局調べ)

資料 26 環境基準類型指定概要図



資料27 水質の経年変化 (昭和61~平成3年度)

水 域 名	地点名	B O D 年 平 均 値 (m g / l)					
		61 年 度	62 年 度	63 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
(河 川)							
(1 級 河 川)							
千代川水系							
千代川	賀 露	1.3	1.1	0.6	0.8	0.9	0.9
	行 徳	1.2	1.0	0.7	1.0	1.1	0.9
	源太橋	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7	0.8
	稲 常	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.1
	佐 貫	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	1.0
	市 瀬	1.2	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7
	毛 谷	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
八 東 川	片 山	1.2	1.1	0.6	0.7	0.8	0.7
	万代寺	1.2	0.9	0.7	0.6	0.7	0.6
	岸 野	0.9	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5
私 都 川	下門尾	1.1	1.2	0.7	0.9	0.6	0.6
佐 治 川	小 原	1.2	0.9	0.6	0.7	0.8	0.6
天神川水系							
天 神 川	田 後	1.1	0.8	0.8	1.1	1.1	1.3
	小 田	1.2	1.0	0.9	1.0	1.2	1.1
	大 原	0.7	0.6	0.6	1.0	1.2	0.9
	今 泉	0.5	0.5	0.6	0.6	0.9	0.8
	穴 鴨	0.6	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9
小 鴨 川	巖 城	0.7	0.6	0.6	0.8	1.0	0.9
	河原町	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9	1.0
	関 金	0.6	0.6	0.6	0.7	1.1	1.0
	今 西	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.8
三 徳 川	大 瀬	0.9	0.7	0.7	0.9	0.9	1.0
	片 柴	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8
加 茂 川	森	0.5	0.6	0.5	0.6	0.8	0.8

注 x / y 環境に不適合の日数 / 総測定日数

BOD最小値～最大値 (mg/l)						x / y					
61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
0.9~2.6	<0.5~3.2	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~2.1	<0.5~1.3	1/12	1/12	0/12	0/12	1/12	0/12
0.8~1.6	<0.5~1.7	<0.5~1.3	0.5~3.5	<0.5~2.1	0.5~1.4	0/12	0/12	0/12	1/13	1/12	0/12
0.6~1.3	<0.5~1.1	<0.5~1.4	<0.5~1.8	<0.5~1.5	<0.5~1.4	5/12	3/12	4/12	2/12	1/12	4/12
<0.5~3.1	<0.5~1.4	<0.5~1.8	<0.5~1.9	<0.5~1.6	<0.5~2.4	3/12	6/12	2/12	1/12	4/12	6/12
<0.5~1.3	<0.5~1.3	<0.5~1.4	<0.5~1.3	<0.5~1.6	<0.5~2.3	2/12	2/12	1/12	1/12	3/12	4/12
0.6~2.1	<0.5~1.3	<0.5~0.9	<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~1.1	5/12	1/12	0/12	0/12	0/12	2/12
<0.5~1.9	0.5~0.8	<0.5~1.6	<0.5~1.0	<0.5~1.0	<0.5~1.0	8/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12
<0.5~2.0	0.5~3.2	<0.5~0.9	<0.5~1.7	<0.5~1.2	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~1.6	0.5~1.7	<0.5~1.1	<0.5~1.5	<0.5~1.2	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.9	<0.5~1.0	<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~0.7	<0.5~0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~1.8	0.5~4.4	<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.5	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.9~1.7	0.5~1.5	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.0	<0.5~0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.4	<0.5~2.0	<0.5~1.4	0.5~2.7	0.6~1.8	0.8~2.1	1/12	0/12	0/12	1/12	0/12	1/12
0.5~2.6	<0.5~4.6	<0.5~2.2	<0.5~2.3	0.6~2.1	0.5~2.3	2/30	2/30	1/30	1/29	1/28	1/30
<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.0	0.5~1.4	<0.5~2.1	<0.5~1.2	0/12	1/12	0/12	6/12	5/12	3/12
<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.3	0/12	0/12	0/12	1/12	4/12	2/12
<0.5~0.7	<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.7	<0.5~1.1	<0.5~2.1	0/12	0/12	0/12	0/12	1/12	3/12
<0.5~1.0	<0.5~1.3	<0.5~1.1	0.5~1.4	0.5~1.9	<0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~0.9	<0.5~1.0	0.5~1.5	<0.5~2.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~1.1	<0.5~0.8	<0.5~0.8	0.5~1.9	0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.7	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~1.3	<0.5~1.2	<0.5~1.4	0.6~1.5	<0.5~1.5	0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.3	<0.5~1.1	<0.5~0.9	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~0.8	<0.5~0.6	<0.5~1.0	<0.5~1.2	<0.5~1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地点名	BOD又はCOD年平均値 (mg/l)					
		61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
日野川水系							
日 野 川	皆 生	0.9	0.9	0.7	0.8	1.1	0.8
	車 尾	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7
	八 幡	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.8
	溝 口	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8
	武 庫	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.9
	下 榎	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
	生 山	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
	矢 戸	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6
法勝寺川	福 市	0.8	0.8	0.7	1.0	1.1	1.1
	法勝寺	0.7	0.7	0.6	1.1	1.2	1.1
板井原川	高 尾	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7
(2級河川)							
蒲 生 川	3 地点	1.0~1.8	0.9~1.2	0.7~0.8	0.6~0.8	0.8~1.1	0.7~0.9
塩 見 川	〃	1.0~1.7	0.9~1.2	0.6~0.9	0.5~1.2	0.7~1.0	0.7~1.6
河 内 川	〃	0.9~1.5	0.6~1.1	0.7~1.0	0.5~1.2	0.5~1.3	0.6~0.8
勝 部 川	〃	1.2~1.4	0.9~1.8	0.6~1.6	0.6~2.7	0.7~2.3	0.7~1.3
由 良 川	〃	1.6~3.2	1.6~2.6	1.8~2.4	1.7~3.2	2.6~3.4	1.4~2.3
加勢蛇川	〃	0.7~1.9	0.6~1.0	<0.5~0.6	0.6~1.0	0.8~1.2	0.5~1.0
阿弥陀川	〃	<0.5~0.6	0.5~0.7	0.5~0.6	0.6~1.1	0.6~0.9	0.5
佐 陀 川	〃	0.6~0.7	0.6~0.8	0.5~0.7	0.8~1.9	0.9~1.2	0.6~0.9
(都市河川)							
旧 袋 川	7 地点	2.6~5.4	2.0~6.7	1.6~4.9	1.4~3.5	2.1~3.7	1.7~3.1
玉 川	5 地点	0.8~19	0.7~20	0.7~20	0.7~20	1.0~23	0.9~17
旧加茂川	〃	8.8~11	8.6~26	5.7~15	4.5~9.8	2.4~4.1	2.4~4.9
(湖 沼)							
湖 山 池	4 地点	5.7~6.2	6.5~6.8	5.4~7.0	5.5~5.8	5.2~5.5	5.0~6.0
東 郷 池	〃	3.9~4.4	4.2~4.4	4.5~4.7	4.9~5.1	4.5~4.6	4.9~5.6
多 鯨ヶ池	3 地点	3.2~3.5	3.2~3.6	3.5~3.8	4.3~4.5	3.7~4.6	3.9~4.3
中 海	5 地点	2.3~4.6	2.3~5.0	2.4~5.7	2.5~5.2	2.5~5.7	2.5~5.3
(海 域)							
美 保 湾	8 地点	1.1~1.9	1.1~2.2	1.2~2.7	1.4~2.2	1.3~2.0	1.4~2.1
日本海沿岸	〃	<0.5~1.3	<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~1.3	0.5~1.0	0.8~1.1

BOD又はCOD最小値～最大値 (mg/l)						x / y					
61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度
<0.5~1.8	<0.5~2.2	<0.5~1.4	<0.5~1.4	<0.5~2.8	<0.5~1.3	0/12	1/12	0/12	0/12	1/12	0/12
<0.5~2.1	0.5~1.3	0.5~1.2	<0.5~1.7	<0.5~1.8	<0.5~1.3	1/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30
<0.5~1.1	<0.5~2.1	<0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~2.0	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12
<0.5~0.9	0.5~0.9	<0.5~0.8	0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.6	0/12	0/12	0/12	2/12	0/12	1/12
<0.5~0.8	0.5~1.3	<0.5~0.7	<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~1.8	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
<0.5~0.9	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	<0.5~1.4	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	1/12
<0.5~1.2	<0.5~0.8	<0.5~0.7	<0.5~0.8	<0.5~0.9	<0.5~1.8	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	2/12
<0.5~0.8	<0.5~0.6	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
0.5~1.2	<0.5~1.1	<0.5~0.9	0.6~2.0	0.5~2.2	0.7~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	0.5~1.8	<0.5~1.1	0.5~2.1	<0.5~2.3	0.6~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.7	<0.5~0.6	<0.5~0.6	<0.5~1.1	<0.5~0.6	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.2	0.5~2.2	<0.5~1.2	<0.5~1.1	<0.5~1.9	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.1	<0.5~1.7	<0.5~1.1	<0.5~1.6	<0.5~1.5	<0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.1	<0.5~1.8	<0.5~1.7	<0.5~2.4	<0.5~2.2	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.8~2.3	0.6~2.4	<0.5~2.4	<0.5~6.7	0.5~10	<0.5~2.2	/12	/12	/12	/12	/22	/22
0.5~4.8	0.6~3.9	0.9~4.6	0.7~5.2	1.3~6.2	0.9~3.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~5.1	<0.5~2.0	<0.5~0.8	<0.5~1.2	<0.5~1.7	<0.5~1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~0.8	<0.5~1.6	<0.5~1.5	<0.5~0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~3.4	<0.5~2.9	<0.5~1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.9~10	<0.5~18	<0.5~39	<0.5~9.4	0.8~7.4	0.7~13	/102	/102	/102	/102	/114	/100
<0.5~43	<0.5~45	<0.5~36	<0.5~120	<0.5~80	<0.5~47	/60	/60	/60	/60	/60	/60
2.6~34	2.1~110	1.9~41	1.7~43	1.4~8.7	0.9~24	/60	/60	/60	/55	/50	/52
3.4~11	3.1~11	3.7~18	3.3~8.9	2.8~8.5	3.1~14	48/48	48/48	48/48	48/48	46/48	48/48
1.7~6.6	1.3~5.9	2.7~6.2	2.4~7.9	2.4~7.1	3.7~14	34/48	44/48	43/48	43/48	42/48	48/48
2.8~3.9	1.7~6.9	2.8~4.6	3.9~5.1	2.6~6.6	3.0~6.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.3~9.3	1.5~8.8	1.1~9.9	1.3~6.7	1.4~11	1.4~1051/10852/10857/108	55/96	42/87	56/90			
<0.5~3.3	0.5~3.2	<0.5~3.9	0.7~4.0	<0.5~3.0	<0.5~4.4	10/96	13/96	25/96	23/96	16/96	21/96
<0.5~1.7	<0.5~1.2	<0.5~0.9	<0.5~1.8	<0.5~1.1	<0.5~1.7	0/24	0/24	0/22	0/19	0/24	0/24

平成3年度水質測定結果総括表（生活環境項目）

水 域 名		類 型	N	p H			D O (mg / ℓ)		
				x / y	%	min~max	x / y	%	min~max
河 川	千 代 川	AA	5	0 / 60	0	6.6~7.4	0 / 60	0	7.9~13
	〃	A	2	0 / 24	0	6.8~7.9	1 / 24	4.2	7.2~12
	天 神 川	AA	3	0 / 36	0	6.9~7.8	0 / 36	0	8.4~12
	〃	A	2	0 / 42	0	7.0~7.5	1 / 42	2.4	6.6~12
	日 野 川	AA	6	0 / 72	0	6.8~7.7	0 / 72	0	8.7~13
	〃	A	2	0 / 43	0	6.9~7.7	0 / 43	0	7.7~12
湖 沼	湖 山 池	A	4	6 / 48	12.5	7.0~9.4	9 / 48	18.8	5.3~11
	東 郷 池	A	4	19 / 48	39.6	7.3~9.3	14 / 48	29.2	4.4~13
	中 海	A	10	31 / 150	20.7	7.3~9.1	64 / 150	42.7	3.5~15
海 域	美 保 湾	A	7	41 / 84	48.8	8.1~8.6	35 / 84	41.7	5.9~8.9
	〃	B	1	6 / 12	50.0	8.1~8.5	0 / 12	0	6.2~8.8
	日 本 海	A	28	7 / 84	8.3	8.1~8.5	19 / 24	79.2	6.8~7.8
計	河 川	AA	14	0 / 168	0	6.6~7.8	0 / 168	0	7.9~13
	〃	A	6	0 / 109	0	6.7~7.9	2 / 109	1.8	6.6~12
	湖 沼	A	18	56 / 246	22.8	7.0~9.4	87 / 246	35.4	3.5~15
	海 域	A	35	48 / 168	28.6	8.1~8.6	54 / 108	50.0	5.9~8.9
	〃	B	1	6 / 12	50.0	8.1~8.5	0 / 12	0	6.2~8.8
合 計			74	110 / 703	15.6		143 / 643	22.2	

注 x / y 環境基準に不適合の日数 / 総測定日数

BOD又はCOD (mg/ℓ)			SS又は油分 (mg/ℓ)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x/y	%	min~max	x/y	%	min~max	x/y	%	min~max
(BOD)			(SS)					
16/60	26.7	<0.5~2.4	1/60	1.7	<1~27	60/60	100	$2.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^5$
0/24	0	<0.5~1.4	1/24	4.2	1~37	21/24	87.5	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^5$
8/36	22.2	<0.5~2.1	1/36	2.8	<1~92	36/36	100	$2.7 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
2/42	4.8	0.5~2.3	1/42	2.4	<1~32	41/42	97.6	$4.9 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$
8/72	11.1	<0.5~2.0	0/72	0	<1~23	71/72	98.6	$2.3 \times 10 \sim 5.4 \times 10^4$
0/43	0	<0.5~1.3	3/43	7.0	1~52	37/43	86.0	$1.1 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^5$
(COD)			(SS)					
48/48	100	3.1~14	40/48	83.3	2~34	12/48	25.0	$4.9 \times 10 \sim 2.3 \times 10^4$
48/48	100	3.7~14	40/48	83.3	4~26	8/48	16.7	$1.3 \times 10 \sim 7.9 \times 10^3$
86/150	57.3	1.3~10	80/150	53.3	2~27	13/114	11.4	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^4$
(COD)			(油分)					
21/84	25.0	0.7~3.1	0/84	0	ND	1/84	1.2	$<1.8 \sim 4.0 \times 10^3$
0/12	0	0.9~2.1	0/12	0	ND	-/12	-	$<1.8 \sim 5.6 \times 10^2$
0/84	0	<0.5~1.8	0/84	0	ND	0/24	0	$<1.8 \sim 2.2 \times 10$
32/168	19.0	<0.5~2.4	2/168	1.2	<1~57	167/168	99.4	$2.3 \times 10 \sim 1.3 \times 10^5$
2/109	1.8	<0.5~2.3	5/109	4.6	<1~81	99/106	93.4	$1.1 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^5$
182/246	74.0	1.3~14	160/246	65.0	2~33	36/210	17.1	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^4$
21/168	12.5	<0.5~3.1	0/168	0	ND	1/108	0.9	$<1.8 \sim 4.0 \times 10^3$
0/12	0	0.9~2.1	0/12	0	ND	-/12	-	$<1.8 \sim 5.6 \times 10^2$
237/703	33.7		167/703	23.8		303/604	50.2	

資料28 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準

(1) 中海流入区域に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分		既 設 特 定 事 業 場																							
		豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場			畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場			し尿処理施設(A)を設置する特定事業場			し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場			下水道終末処理施設を設置する特定事業場											
一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル)		二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇以上
水素イオン濃度 (水素指数)		五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上	五・八以上	八・六以下	八・六以上
項 目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇
及 び	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇	最大 一六〇	〇	〇
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	二〇
容 許	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇	最大 二〇〇	〇	〇
	日平均	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇	一五〇	〇	〇
限 度	抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇	最大 五	〇	〇
	動植物油脂類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇	最大 三〇	〇	〇
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日平均	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均 三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	三〇	二〇	二〇	一五	二五	二五	一五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二〇
磷含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	四	四	三	五	五	三	二	二	二	五	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	

新 設 特 定 事 業 場																					
その他の特定 事業場	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を設置 する特定事業 場			畜産食品製 造業、水産食 料品製造業、 動物系飼料又 は有機質肥料 の製造業及び 動植物油脂製 造業に係る特 定事業場			し尿処理施設 (A)を設置す る特定事業場			し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事 業場			下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場			その他の特定 事業場					
二五 五〇	五、 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五、 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五、 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五、 〇〇	一、 〇〇	二五 五〇	五、 〇〇	五、 〇〇	五、 〇〇	二五 五〇	五、 〇〇	一、 〇〇			
以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上	〇〇 以上	以未 上満	以未 上満	〇〇 以上			
五・八 ・八六 以上 上下			五・八 ・八六 以上 上下			五・八 ・八六 以上 上下			五・八 ・八六 以上 上下			五・八 ・八六 以上 上下				五・八 ・八六 以上 上下					
一六〇			一六〇			一六〇			一六〇			一六〇				一六〇					
三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇		
一六〇			一六〇			一六〇			一六〇			一六〇				一六〇					
三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	二〇
二〇〇			二〇〇			二〇〇			二〇〇			二〇〇				二〇〇					
一五〇			一五〇			一五〇			一五〇			一五〇				一五〇					
五			五			五			五			五				五					
三〇			三〇			三〇			三〇			三〇				三〇					
三、 〇〇〇			三、 〇〇〇			三、 〇〇〇			三、 〇〇〇			三、 〇〇〇				三、 〇〇〇					
二五	二五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	三〇	三〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五
四	四	三	三	三	二	三	三	二	二	二	二	四	四	三	三	三	二	一	三	三	二

資料29 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排水される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
中 毎	米子市、境港市、島根県
東 郷 池	羽合町、東郷町

(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
多 鯨 ケ 池	鳥取市、福部村
中 毎	米子市、境港市、島根県
池 の 谷 た め 池	倉吉市
佐 治 川 ダ ム 貯 水 池	佐治村
東 郷 池	羽合町、東郷町
中 津 ダ ム 貯 水 池	三朝町
菅 戸 ダ ム 貯 水 池	日南町
鶴 の 池	日野町
俣 野 川 ダ ム 貯 水 池	江府町

2 排水基準

(1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量50m³/日以上）

(2) 一般基準

窒素含有量 120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）

磷含有量 16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

（一般基準への対応が困難な業種については、平成2年7月15日から5年間暫定基準を適用）

(3) 暫定基準

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
窒 素 含 有 量 (単位mg/ℓ)	アルマイト加工業	200 (日間平均 100)
	畜産農業	260 (" 130)
磷 含 有 量 (単位mg/ℓ)	あん類製造業	40 (" 20)
	畜産農業	50 (" 25)
	電気めっき業	20 (" 10)
	アルマイト加工業	200 (" 100)
	磷及び磷化合物製造業	90 (" 45)

c (排水基準)	一一〇	一一三六	b
	九〇	一〇二	
	六〇	六八・〇	
	五〇	五九・一	
	四〇	四七・三	
	三〇	三四・〇	
二〇	二二・七	〇・九七	

とする。

める数値とし、cは当該排水基準(単位 1ノットルにつきミリグラム)値に係る排水基準(以下「排水基準」という。)の区分に従い次の表に定(四十号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及び水質汚濁防止法第三条第三a、b及びc a及びbは湖沼特定事業場の排水水に適用される水質汚濁メートル)

Q この規制基準の適用の際における排水水の量(単位 一日につき立方排出水の量(単位 一日につき立方メートル))
 L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)値を表わすものとする。

備考 下欄に定める式においてL、Q、Q₀、a、b及びcは、それぞれ次の

一	業場の区分	規制標準
一	設の設置又は構造等の変更を行うもの 平成二年七月十五日以後に湖沼特定施 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、 業場」という。)と される湖沼特定事業場(以下「新設事 平成二年七月十五日以後新たに設置	$L = a \cdot Q \cdot Q_0 \cdot c \cdot 10^{-3}$ $L = a \cdot Q \cdot 10^{-3}$

負荷量規制(湖沼法第七条第一項)
 新增設の湖沼特定事業場に対する化学的酸素要求量に係る汚濁

(一) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。
 (二) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
 に関する基準

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設に係る使用の方法
 (一) 以上の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられること。
 (二) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。
 (三) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。

(四) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。
 (五) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。

(六) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。
 (七) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚切な広さと高さを有すること。

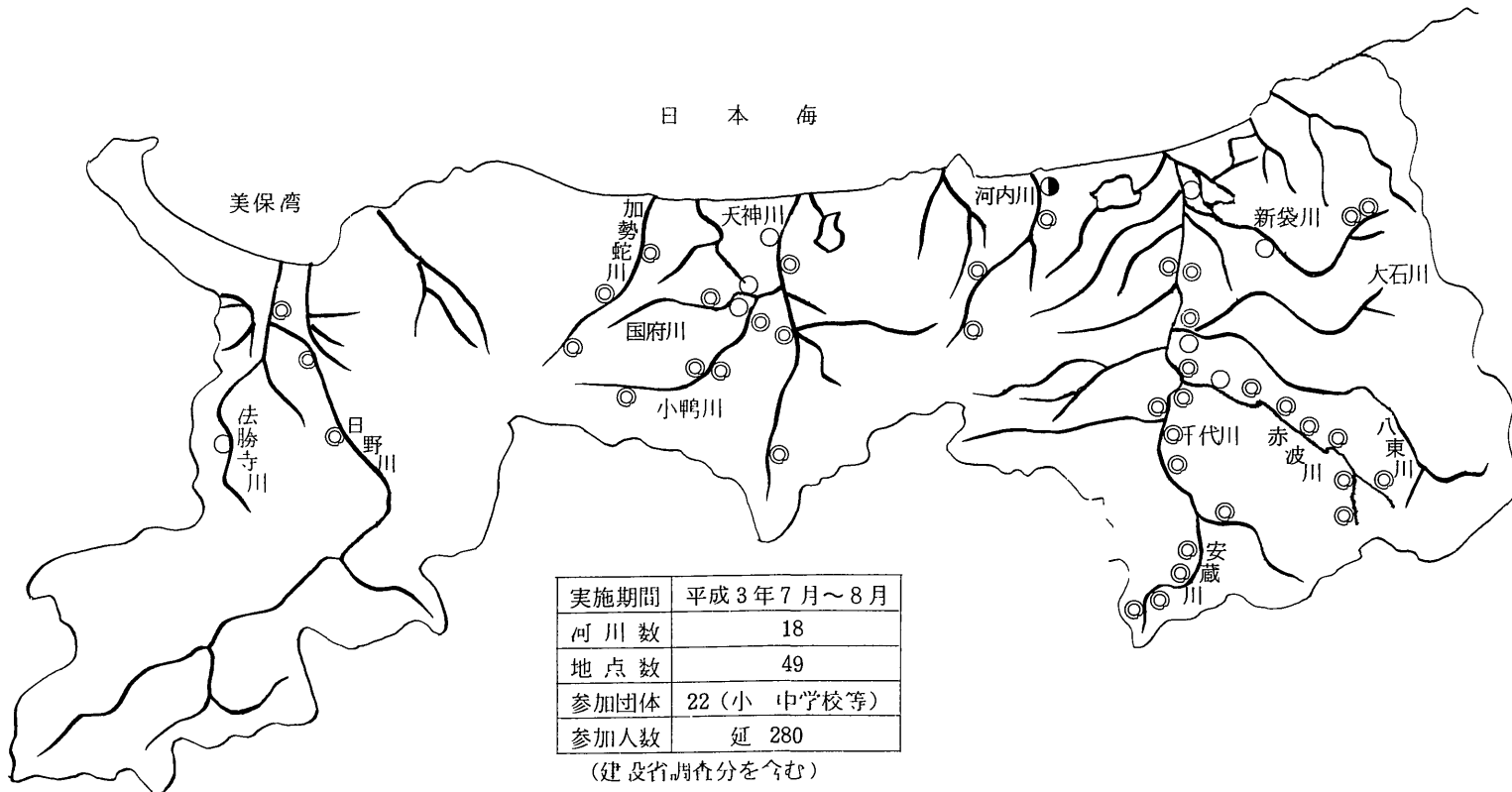
(八) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう適支障を来さない構造とすること。
 (九) 豚房、牛房及び馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に造及び使用の方法に関する基準

1 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第一号又は第十条に掲げる施設に係る構造及び使用の方法に関する規制(湖沼法第十九条第一項)
 指定施設 準用指定施設(一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設)

指定施設 準用指定施設(一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設)

資料 30 水生生物による水質調査

凡 例	
きれいな水	◎
少しよこれた水	○
きたない水	◐
大変きたない水	●



実施期間	平成3年7月～8月
河川数	18
地点数	49
参加団体	22 (小 中学校等)
参加人数	延 280

(建設省調査分を含む)

資料 31 名 水 一 覧

(1) 名水百選（昭和60年3月環境庁選定）

名 称	水 の 形 態	所 在 地	交 通	概 要
あめまな いの真名井	湧 水 (湧水量 2,500 m ³ /日)	西伯郡淀江町高井谷	山陰線淀江駅からバスで10分さらに徒歩3分	「アメノマナイ」とは、清浄な水に付けられる最大級の敬称であり幅15m、奥行5mほどの清水の湧く美しい池を源とした水域は、地域の人々に利用され、大切に管理されている。

(2) 因伯の名水（昭和60年6月県選定及び平成2年12月県追加選定）

区分 (注)	名 称	所 在 地 (交 通)	水 の 形 態	概 要
暮 ら し の 中 の 泉	よ ろ の し み ず 用 呂 の 清 水	八頭郡八東町用呂 (若桜鉄道丹比駅からバスで10分 さらに徒歩5分)	湧 水 (3,000 m ³ /日)	清澄な湧水で今でも、地区住民の生活用水として大切に保全、活用されており、また、重要なかんがい用水の一つでもある。
	ふ せ の し み ず 布 勢 の 清 水	気高郡気高町殿 (山陰線浜村駅からバスで15分)	湧 水 (1,000 m ³ /日)	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な湧水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用されている。
	う の じ ぞ う 野 地 蔵 「ダキ」	東伯郡羽合町宇野 (山陰線倉吉駅からバスで25分)	湧 水 (70 m ³ /日)	経文の彫られた巨岩と地蔵三体を祭る法華堂があり、その中にある「ダキ」と通称される湧水で地蔵盆行事などで親しまれている。
	じ ぞ う だ き い づ み 地 蔵 庵 の 泉	西伯郡岸本町丸山 (伯備線岸本駅からバスで15分 さらに徒歩2分)	湧 水 (30,000 m ³ /日)	数箇所から湧水が湧き出しており滝地蔵が祭られている。水道水源、かんがい用水に利用され、セリ、クレソンの栽培を行っている。
	ほん ぐ う の い づ み 本 宮 の 泉	西伯郡淀江町本宮 (山陰線米子駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湧 水 (15,000 m ³ /日)	水源一帯はめずらしい亜熱帯性のクリハフン等が群生しており、豊富な湧水は、生活用水、一ジマス、アマゴの養殖に利用されている。
ふ れ あ い の 水	た ね が い け 多 鯰 が 池	鳥取市覚寺 岩美郡福部村湯山 (山陰線鳥取駅からバスで20分)	湖 沼	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど観光客をはじめ、多くの人々に憩いの場として親しまれている伝説の池。
	せん だ い が わ 千 代 が 川 (用瀬町水域)	八頭郡用瀬町 (因美線用瀬駅から徒歩で5分)	河 川	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は江戸時代から続いている流しびなの里として、町民の心の清流であり、釣人、トイバーの憩いの場となっている。
	さん の う だ き い き 山 王 滝 水 域	八頭郡佐治村中 (山陰線鳥取駅からバスで60分 さらに徒歩で5分)	河 川	山王滝を中心とした自然性豊かな美しい水辺には、キャンプ場、遊歩道などが整備され、特に夏、秋は多くの人々が訪れている。
	だい せん い け 大 山 池	東伯郡関金町泰久寺 (山陰線倉吉駅からバスで40分 さらに徒歩10分)	湖 沼	静かな湖面に表大山と蒜山三山がうつる美しい景観は四季を通し人々に親しまれ、特に夏はボート、カーヌを楽しむ人々にぎわう。

辺	おお 大	の 野	い 池	西伯郡大山町飯戸 (山陰線大山口駅からバスで20分 さらに徒歩10分)	湖	沼	湖岸は水際から広がりを見せて野原となって松林に連なり、山腹にいだかれた美しい湧水の池で四季を通じ訪れる人々が多い。
	う 鶴	の	い 池	日野郡日野町下黒坂 (伯備線黒坂駅から4.2 k)	湖	沼	標高400 mの山頂にある周囲4 kの美しい池で、公認のオリエナーリングコースをはじめ、春の鶴の池マラソンなど人々のふれあいの場となっている。又、周辺は野鳥の天国である。
歴 史 の 水	こ 垢	り 離	とり 取	かわ 川	河	川	壺場三徳山の雨水を集めて流れる清流。昔、参拝者がこの水で身を清めて入山したと伝えられる「身清めの滝」がある。
	てん 天	の 皇	い 水	東伯郡赤碕町高岡 (山陰線赤碕駅からバスで15分)	湧 (水 500 m ³ /日)	後醍醐天皇が隠岐島から京都に還御の途中、天皇の指さされた岩を起したところ、泉が湧き出したと伝えられる。今も地域の生活用水として使用されている。
ふ る さ と の 戻 流	あか 赤	まつ 松	の 池	い 池	湖	沼	西伯郡大山町池ノ原 (山陰線大山口駅からバスで16分 さらに徒歩20分)
	あめ 雨	だき 滝	い 溪	こく 谷	河	川	岩美郡国府町雨滝 (山陰線鳥取駅からバスで45分 さらに徒歩2 k)
	ろ 三	たき 滝	い 溪	こく 谷	河	川	八頭郡河原町北村 (山陰線鳥取駅からバスで20分 さらに徒歩30分)
	もろ 諸	が 鹿	い 溪	こく 谷	河	川	八頭郡若桜町諸鹿 (若桜鉄道若桜駅からバスで20分)
	あし 芦	ず 津	い 溪	こく 谷	河	川	八頭郡智頭町芦津 (因美線智頭駅からバスで20分 さらに徒歩30分)
	ふ 不動	たこ 谷	が 川	ゆい 域	河	川	気高郡青谷町田原谷 (山陰線青谷駅からバスで10分)
	お 小	じか 鹿	い 溪	こく 谷	河	川	東伯郡三朝町中津～神倉 (山陰線倉吉駅からバスで50分 さらに徒歩30分)
せつ 石	か 霞	い 溪	こく 谷	河	川	日野郡日南町生山 (伯備線生山駅から徒歩15分)	

(注) 暮らしの中の泉…昔から地域の人々の日常生活に深いかかわりを持ってきた湧水等で住民の保全管理によって大切にされ現在に引きつがれているもの。
ふれあいの水辺…きれいな水や水辺を保つために努力されており、人々か水とふれ合い水に親しむことによって心に安らぎを与える憩いの場としての水環境。
歴史の水…本県の歴史や伝説にふさわしい故事来歴を有するもの。
ふるさとの戻流…戻流の中でも特に自然美豊かで、後世に残しておきたい水域で併せて観光などの親水性のあるもの。

資料32 鳥取市内各水準点沈下量の経年変化

〈単位 cm〉

水準点番号	029 119	009 209	(1)	029 118	1067	(3)	1068	(2)	(4)	029 116	1121	1066	(5)	053 133	「建」	029 117	(7)	(8)	009 210	(9)	(10)	
所在地	田 二園 丁町 目	松 二並 丁町 目	寿 町	西 五 丁町 目	本 一 丁町 目	行 徳	新 品 治	吉 一 方 丁温 目泉	幸 町	吉 四 方 丁温 目泉	立 四 川 丁町 目	吉 成	富 安	今 二 丁町 目	田 四 園 丁町 目	庵 丁 人 町	秋 里	江 津	安 長	秋 里	秋 里	
昭和50～53年度の沈下量 (S49.6～53.7)	15.40 (3.77)	8.04 (1.97)	8.29 (2.03)	7.21 (1.77)	6.76 (1.66)	5.39 (1.32)	3.44 (0.84)	3.35 (0.82)	1.81 (0.44)	1.41 (0.35)	1.27 (0.31)	1.24 (0.30)	1.52 (0.37)	1.20 (0.29)	S53 設置							
昭和54年度の沈下量 (S53.7～54.7)	3.66	2.37	64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67						(亡失)	8.47	S54測 量開始						
昭和55年度の沈下量 (S54.7～55.7)	3.80	1.13	1.09	1.20	0.62	0.48	0.25	0.15						S54 再設	5.38	0.42	S55 設置	S55 設置	S54測 量開始	S55 設置	S55 設置	
昭和56年度の沈下量 (S55.7～56.7)	2.61	1.43	1.28	1.26	0.89	0.81	0.51	0.31	S53.7 ～56.7 (0.17)	S53.7 ～56.7 (0.68 (0.23))	S53.7 ～56.7 (0.76 (0.25))	S53.7 ～56.7 (0.71 (0.24))	S53.7 ～56.7 (0.38 (0.13))	0.22	4.45	0.45	4.36	3.84	2.42	1.74	1.46	
昭和57年度の沈下量 (S56.7～57.7)	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04	0.22	0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0.26	2.90	2.57	1.62	0.70	0.77	
昭和58年度の沈下量 (S57.7～58.7)	1.16	1.03	0.55	0.35	0.33	0.46	0.12	0.19	0.33	0.09	+0.13	0.29	0.22	0.16	2.28	0.16	2.56	2.37	1.36	0.68	1.18	
昭和59年度の沈下量 (S58.7～59.7)	1.02	0.59	0.52	0.44	0.21	0.23	0.24	0.09	0.04	+0.02	0.02	0.07	0.01	0.04	2.20	0.09	2.37	2.19	1.26	0.92	10	
昭和60年度の沈下量 (S59.7～60.7)	0.67	0.37	0.43	0.23	0.35	0.18	0.07	0.10	+0.03	0.13	0.13	+0.06	+0.05	+0.12	1.37	0.14	1.94	1.67	0.92	0.31	0.55	
昭和61年度の沈下量 (S60.7～60.7)	0.85	0.60	0.60	—	0.45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.52	—	1.77	1.75	1.16	0.63	0.79	
昭和62年度の沈下量 (S61.7～62.7)	0.65	0.33	0.46	—	0.39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.18	—	1.30	1.24	0.80	0.37	0.51	
昭和63年度の沈下量 (S62.7～63.7)	0.55	0.29	0.31	—	0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.05	—	1.33	1.16	0.96	0.36	0.66	
平成元年度の沈下量 (S63.7～H元.7)	0.73	0.67	0.35	—	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.59	1.52	1.01	0.75	1.07	
平成2年度の沈下量 (H元.7～2.7)	改埋 再測量	0.22	0.31	—	0.14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.83	—	1.27	04	0.68	0.40	0.45	
平成3年度の沈下量 (H2.7～3.7)	0.41	0.32	0.41	—	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.83	—	1.19	0.82	0.68	0.12	0.38	
計	S49.6 ～H1.7 33.35 H2.7 ～3.7 0.41	17.94	17.20	S49.6 ～60.7 12.47	12.08	S49.6 ～60.7 8.55	S49.6 ～60.7 6.06	S49.6 ～60.7 5.00	S49.6 ～60.7 2.62	S49.6 ～60.7 2.51	S49.6 ～60.7 2.08	S49.6 ～60.7 2.30	S49.6 ～60.7 2.09	S49.6 ～53.7 1.20 S55.7 ～60.7 0.17	S53.7 ～H3.7 33.40	S54.7 ～60.7 1.52	S55.7 ～H3.7 22.58	S55.7 ～H3.7 20.17	S55.7 ～H3.7 12.87	S55.7 ～H3.7 6.98	S55.7 ～H3.7 8.92	

注 ①沈下量の()は1年間の沈下量に換算したもの (2) — は測量休止 (3)沈下量の+は隆起したもの

資料33 環境関係用語の解説

赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みがかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変わる現象のこと。

悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質で悪臭防止法施行令に定める12物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）

アメニティ（Amenity）

私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。

亜硫酸ガス（ SO_2 ）

硫黄酸化物（ SO_x ）の中で二酸化硫黄のことをいい、石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく、刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり、植物を枯らしたりすることがある。

暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

硫黄酸化物（ SO_x ）

刺激臭の強い腐蝕性のある有害な硫黄ガスのことで、亜硫酸ガス（ SO_2 ）のほかに無水硫酸（ SO_3 ）等がある。大気汚染防止法施行令でばい塵中の硫黄酸化物の量が規制されている。

閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことで、閾濃度、限界濃度ともいう。

一酸化炭素

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のガスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり中枢神経を麻痺させたりする。

上乘せ基準

ばい塵又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい基準をいう。

SS (Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、ばい塵等の語を使う。

MPN (最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率的に算出する方法、水中の大腸菌群数は、通常この方法で表わされる。

環境影響評価 (環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり工場等を規制する規制基準とは異なる。

クライテリア (Criteria)

クライテリアは、日本語で判定基準、判定条件又は判断基準と訳されるが、指標物質又は物性(群)の、人や水生生物に及ぼす影響に関し、必要な科学的知見の上から立って、それら物質、物性に関する許容濃度値や閾値等をまとめたものをいう。

健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい、現在カドウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBが定められている。

光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化

学反応をおこし、過酸化物質ができる。これを光化学オキシダントという。このオキシダントはオゾン
を主体とし、スモッグを形成し、“目がいたい” “せきこむ” “呼吸が苦しい”などの症状を引き
おこす。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物
処分場には、安定型（廃プラスチック等） 管理型（汚でい等） しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）
がある。

酸性雨

雨のpH（水素イオン濃度）は大気中の炭酸ガスの溶解により5.6前後を示すのが普通であり、これ
より低いpHの雨が酸性雨とされている。工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが
溶解するのが原因といわれている。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化すると
きに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それ
を消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水
（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という。

振動レベル

振動の加速度をデシベル（dB）で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位として
は、グシベル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定される。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、
この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り 変動を出す。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目を
いい、現在pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等が定められている。

なお、水質汚濁防止の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、磷含有量、フェノール、銅、亜鉛、鉄、
マンガン、クロム、フッ素が加えられている。

精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法がとられている。

騒音レベル

J I S に規定される騒音計で測定して得られるホン、又は d B (デシベル) 数である、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路 A 特性で測定した値をホン、又は d B (A) で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

WECPNL (うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

窒素酸化物 (NO_x)

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器やねん膜に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。

中間処理

廃棄物の最終処分に先だて行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物は減量化する目的で行われる。主な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等がある。

DO (溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通 1 ℓ 中に

7～14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行するとそれらに消費されて減少する。

n-ヘキサン抽出物質（油分）

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンの抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、mg/lで表す。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

火格子面積

焼却路等のごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子（ロストル）といい、この水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。

BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。

PCB（ポリ塩化ビフェニール）

DDTやBHCと同じ有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネ油症事件等PCB被害が問題となり、現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。

pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときを中性、これより数値の高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性という。

ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対しppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれている場合、あるいは、水1kg中に1mg物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb（10億分の1）も用いられる。

富栄養化

湖水中に栄養塩類（窒素、磷等）が少なく生物生産（プランクトンの増殖等）の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。